

## ～仮称「世代間交流ハウス」について～

2011年5月

1947年5月3日の発布による日本国憲法によって、日本は国民主権・平和主義・基本的人権の保障に基づいて統治される本来の立憲主義の国となりました。

長い歴史の中で国民が勝ち取った誰もが平和で平等に生きる権利を保障すると共に、これは「国民の不断の努力によって、保持しなければならない」とも規定しました。

高齢者福祉（老人福祉）においては、日本国憲法25条の生存権を保障するものとして、1950年に「生活保護法」が制定され「養老施設」が公的責任として制度化されました。

1963年に老人福祉法が制定され、特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・有料老人ホームとして、心身・経済事情に基づく「分類入所システム」が採用され基本的に今日においても踏襲されています。

しかしながら、1980年半ばから1990年代におけるケアの質的変換を求める実践者の活動もあり、いわゆる「地域密着事業」も追加されてきました。

これまでの大規模入所システムから地域の中での小規模入所システムが公的サービスに近年組み入れられることになり、また在宅ケアについてもデイサービス・ショートステイ・ホームヘルプサービスの在宅福祉3本柱も推進されてきました。

そして、2000年の「公的介護保険制度」において「社会的介護」「選べる福祉」とともに、社会福祉に市場原理も導入され社会福祉・高齢者福祉は変化してきています。

高齢者福祉の原理・原則は生活上困難を抱えた人にその状況に応じ適切に応能負担によってその生活を確立されることにあると思います。

こうした現状認識の中、新機軸の福祉形態を国民の側からつくっていく必要性があるとの考え方下、この度下記の構想を実践しようと思います。

## 記

① 分類入所から総合入所システムへの転換（障がいの状況を問わない入居システム）

② 相互扶助に基づく地域づくり（交流ハウス他）

③ これまでの共同生活的福祉から徹底してプライバシーを守るための戸建福祉づくり

④ 外部・内部の公的福祉サービスの活用

⑤ 住民自治に基づく地域づくり

⑥ これまでの施設福祉・在宅福祉を統合した福祉の実践

⑦ 生産活動の展開（生きがい・労働・役割）

以上を踏まえ、900坪の土地に10軒の家（平均20坪程度）と交流ハウスを建設し、お互いに支え合うことを前提とした新しい形の福祉実践をモデル的に実現したいと思います。

いずれこれらが新展開の公的制度の一つとなり、全国的に波及されることを目指して取り組みたいと考えます。

## ～「小地域相互ケアホームことぶきの里」構想について～

2015年3月

1. これまでの福祉施設の集団的生活から戸建による個人のプライバシーを守る暮らしを実現します

1~2人用が5軒、2~3人用が2軒、家族又はシェアハウス用が2軒と交流ハウスです

2. 障がいの有無、要介護度などを入居条件とせず、多様な形の住まいをつくります

これまでの介護の為に離れて暮らさなければならなかった方も一緒にくらすことができます

3. 入居者は高齢者を中心としつつも限定せず、老若男女が相互に協力し、助け合います緊急通報装置を住民相互・交流ハウス・隣接する当法人施設に設置し、24時間体制で暮らしを守ります

4. 交流ハウスには昼間は職員が常駐し、各種の相談・援助活動を行います

又、定期的に、ホーム内の住民同士や地域の人々との交流事業を行います（会議・喫茶室・居酒屋他）同時に畑作り、作品づくり、食事づくりなどができる場を提供します  
近い将来、学童保育なども計画します

5. 必要な方には、介護保険サービスであるホームヘルプ・デイサービス・ショートステイ及び自主的な食事サービス等の利用ができます

6. 家賃は1~2人用（13坪）が月額55,000円、2~3人用（18坪）が月額65,000円、家族又はシェアハウス用（30坪）が月額75,000円とし、収入に応じた減免制度も検討します

7. 医療・保健との協力関係をつくり、安心して最期までくらせるようにします

8. これらを通して、誰もが安心してくらせる地域社会、地域福祉の実現をめざし、「小地域相互ケアホーム」が今後の福祉サービス事業の選択肢の一つとして新たな公的福祉サービスとなるよう努力します